

事業損失の種類

数回にわたり、事業損失関連について取り上げています。事業損失とは地盤変動などによる建物被害ばかりではないので、今回は事業損失の種類などについてご紹介致します。

【事業損失の種類】

「事業損失」とは「公共事業の施行により発生する騒音、振動、日照阻害などによる不利益、損失又は損害」と定義されています。公共事業の施工に必要な土地等の取得又は使用による「損失補償」は起業地内の損失に関わる問題で、前述のような起業地外で生じる問題が「事業損失」と言えます。

このような定義に当てはまるものが事業損失で、過去の発生状況から以下のように類型別に整理されていますが、必ずしもこれら類型のみが対象となる訳ではないことに注意する必要があります。

【類型とその内容】

工事・交通振動	建設工事振動及び交通振動など、施工及び供用時に生ずる振動に伴う損害
工事・交通騒音	建設工事騒音及び交通騒音など、施工及び供用時に生ずる騒音に伴う損害
水 枯 渴	河川水や湧水等、農業用、商用や飲用、生活用などの水の枯渇に伴う損害
水 汚 濁	上記同様の用水の水質汚染等に伴う損害
地 盤 変 動	隆起や沈下等の地盤変動に伴う建物等の損傷に伴う損害
電 波 障 害	高架橋など構築物等の設置に伴う電波障害に関する損害
日 照 阻 害	高架橋など構築物等の設置に伴う日照阻害に関する損害

【事業損失の処理状況】

類型別の処理状況を図-1に示しました。このうち、建物の被害に関わる「地盤変動」と「工事振動」が、合わせて全体の7割強を占める事が分かります。

これら地盤変動と工事振動の処理状況を図-2に示しました。事務処理要領が制定された1987年以降一旦は減少傾向にありましたが、その後増加に転じています。地盤変動の補償者数は年間1,200人強(過去5年平均以下同)、1人当たりの補償額は114万円、工事振動は同様に4,000人、44万円となっています。但し、これらは国土交通省を中心とする用地対策連絡協議会に加盟の起業者が直に処理した件数の集計です。

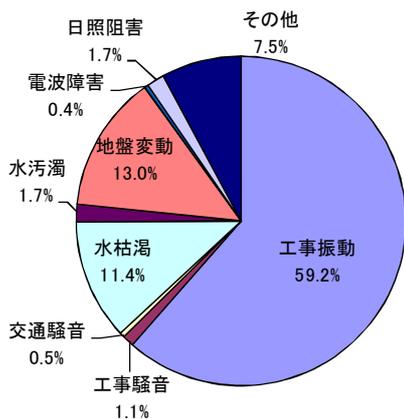


図-1 類型別の割合 (2010年度)

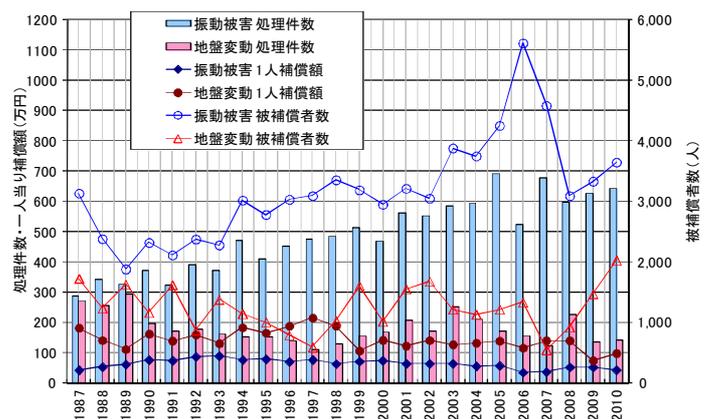


図-2 処理状況の推移

【まとめ】事業損失は未然に防止する事が大前提ですので、過去の発生状況を参考に事前処置を検討する事が重要と言えます。また、公共事業の施行により起業地外の第三者に何らかの損害が発生した場合には、既出の類型に限らず、事業損失として扱えるのかを十分に検討する必要があります。